

改定前	改定後
ValueDoor 利用規定 (2024 年 2 月改定)	ValueDoor 利用規定 (2024 年 3 月改定)
記載なし	<p>ValueDoor 残高証明書発行サービス利用規定(2024 年 3 月制定)</p> <p>ValueDoor 残高証明書発行サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)の基本サービスである「残高証明書発行サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスを利用する ValueDoor にかかる契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし、当行による契約者に対する本サービスの提供に際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとし</p> <p>ます。</p> <p>第 1 条 残高証明書発行サービスの内容等</p> <p>(1)残高証明書発行サービスの内容</p> <p>残高証明書発行サービスは、契約者の占有・管理する端末(後記第 1 条(2)の環境を備えた端末とします)による依頼にもとづき、契約者の ValueDoor 申込代表口座を保有する支店、または ValueDoor 利用口座を保有する支店における当行所定の取引について、当行所定の残高証明書の都度発行、自動発行、自動発行の変更、自動発行の停止を行うサービスをいいます。</p> <p>なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとし</p> <p>ます。また、当行は契約者による本サービスの全部または一部について、当行所定の場合に提供を拒むことができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとし</p> <p>ます。</p> <p>(2)利用環境</p> <p>インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。</p>

(3) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(4) 残高証明書の作成タイミング

残高証明書の内容は、当行が所定の時点で作成した内容とします。当行が残高証明書を作成した後に発生した取引は、残高証明書に反映されません。契約者は、このことを理解して本サービスを利用するものとします。

(5) 残高証明書の交付

残高証明書発行サービスによって発行する残高証明書は、契約者の届出住所または残高証明書送付先としての指定を受けた住所宛に郵送します。当行での手続完了後は、届出住所の変更等の事由により残高証明書が到達しなかった場合でも、手数料の返却いたしません。

第2条 本サービスの利用

(1) 契約者による利用

本サービスは、ValueDoor 利用規定第2条(1)①に定める ValueDoor の基本サービスです。契約者は、残高証明書の発行にあたり、当行所定の手数料を支払うものとします。手数料引落口座に指定できる口座は、当行所定の契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座とします。ただし、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座であっても、手数料引落口座に指定できない場合があります。

(2) 利用者の権限設定

- ① 本サービスの利用開始にあたっては、契約者は ValueDoor の管理専用 ID (または管理専用 ID(副)) にて当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を設定するものとします。なお、当行所定の一部の利用権限については、管理専用 ID (または管理専用 ID(副)) により利用権限の設定を行うのではなく、申込書または管理専用 ID (または管理専用 ID(副)) にて当

行所定の方法により権限設定を認められた利用者 ID により権限設定を行うものとします。

- ② 利用権限の変更についても、前記第 2 条 (2) ①に定める利用権限の設定と同様の方法で権限の変更を行うものとします。

第 3 条 本人確認

本サービスの利用に関する本人確認手段・方法は、ValueDoor 利用規定に定める当行所定の本人確認手段・方法が適用されるものとします。

第 4 条 免責事項

(1) 利用者の権限設定

契約者は、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を適切に設定するものとします。契約者が利用権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 届出事項の変更等

契約者が ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行わなかった場合、本サービスを適切に利用できない場合があります。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 届出事項変更等の反映期間

契約者が ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行った場合、ValueDoor 利用口座を追加した場合等において、届出を行った変更等の内容が反映されるまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 5 条 サービスの停止・廃止

- (1) 当行は、90 日前の事前の通知（当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします）をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。
- (2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不

法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第6条 ValueDoorの利用停止等による効果

- (1) 本サービスは、ValueDoorの基本サービスです。契約者につきValueDoor利用規定に基づく契約が解約されまたはValueDoorが休止、廃止もしくはその利用が停止された場合には、本サービスについても当行の任意の措置によって通知等を要せずに停止または終了するものとします。
- (2) 前項の本サービスの停止または終了の場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または終了によって生じた損害(停止または終了の処理が遅延することに伴うものを含みます)については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第7条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor利用規定により取り扱います。

第8条 規定の変更等

当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意とみなします。また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。